

第41回宍粟市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成23年6月20日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6月20日 午前9時30分宣告（第6日）

議事日程

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 第 5号議案  | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第1号）の承認について       |
|        | 第 6号議案  | 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認について |
| 日程第 2  | 第 8号議案  | 宍粟市税条例の一部を改正する条例について                            |
|        | 第 9号議案  | 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第 3  | 第 10号議案 | 宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第 4  | 第 11号議案 | 宍粟市職業訓練センター条例を廃止する条例について                        |
| 日程第 5  | 第 12号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                        |
| 日程第 6  | 第 13号議案 | 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）                          |
|        | 第 14号議案 | 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                  |
| 日程第 7  | 請願第 1号  | 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する件について                |
| 日程第 8  | 第 15号議案 | 宍粟市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第 9  | 第 16号議案 | 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について                          |
|        | 第 17号議案 | 高規格救急自動車購入契約の締結について                             |
| 日程第 10 | 第 18号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                        |
| 日程第 11 | 発議第 1号  | 宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について                       |

---

本日の会議に付した事件

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 第 5号議案  | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第1号）の承認について       |
|        | 第 6号議案  | 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認について |
| 日程第 2  | 第 8号議案  | 宍粟市税条例の一部を改正する条例について                            |
|        | 第 9号議案  | 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第 3  | 第 10号議案 | 宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第 4  | 第 11号議案 | 宍粟市職業訓練センター条例を廃止する条例について                        |
| 日程第 5  | 第 12号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                        |
| 日程第 6  | 第 13号議案 | 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）                          |
|        | 第 14号議案 | 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                  |
| 日程第 7  | 請願第 1号  | 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する件について                |
| 日程第 8  | 第 15号議案 | 宍粟市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第 9  | 第 16号議案 | 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について                          |
|        | 第 17号議案 | 高規格救急自動車購入契約の締結について                             |
| 日程第 10 | 第 18号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                        |
| 日程第 11 | 発議第 1号  | 宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について                       |

---

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

- |     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 岸 本 義 明 議員 | 2 番 | 寄 川 靖 宏 議員 |
| 3 番 | 木 藤 幹 雄 議員 | 4 番 | 秋 田 裕 三 議員 |
| 5 番 | 東 豊 俊 議員   | 6 番 | 福 嶋 齊 議員   |
| 7 番 | 伊 藤 一 郎 議員 | 8 番 | 岩 路 昭 美 議員 |

9 番	藤原正憲	議員	10 番	大倉澄子	議員
11 番	實友勉	議員	12 番	高山政信	議員
13 番	山下由美	議員	14 番	岡前治生	議員
15 番	山根昇	議員	16 番	小林健志	議員
17 番	大上正司	議員	18 番	西本諭	議員
19 番	岡崎久和	議員	20 番	岡田初雄	議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	畑中正之君	書記	榎谷米男君
書記	原田渉君	書記	松原よしみ君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田路勝君	副市長	岩崎良樹君
教育長	小倉庸永君	会計管理者	釜田道夫君
一宮市民局長	西山大作君	波賀市民局長	上田学君
千種市民局長	秋武賢是君	まちづくり推進部長	伊藤次郎君
総務部長	清水弘和君	市民生活部長	岸本年生君
健康福祉部長	杉尾克君	産業部長	平野安雄君
農業委員会事務局長	藤原卓郎君	土木部長	神名博信君
水道部長	米山芳博君	教育委員会教育部長	福元晶三君
総合病院事務部長	広本栄三君	消防本部消防長	幸島幸博君

(午前 9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定に基づき、財団法人宍粟北みどり農林公社、播磨いちのみや株式会社、株式会社波賀メイプル公社、財団法人山崎文化振興財団から、それぞれ平成22年度決算書及び平成23年度事業計画書等が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、本日、市長から議案4件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第5号議案～第6号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第1、第5号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第1号)の承認についてから、第6号議案、平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分(専決第2号)の承認についてまでの2議案を一括議題といたします。

当該2議案は、去る6月1日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 第5号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第1号)の承認についての関係部分。

平成23年6月1日に上程があり、審査付託のありました第5号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第1号)の承認についての関係部分について、平成23年6月6日に第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました結果、第5号議案については行政ネットワーク再構築事業については、合併前からのシステムを再構築する現状調査と資料の作成費、また、山崎町山田の寄附を受けた用地に係る駐車場整備事業費、さらには波賀中学校に隣接する県利水事務所の官舎を取得し、駐車場にする施設整

備事業費等が主なものとなっており、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 6月1日に審査付託のありました第5号議案、専決処分の承認については、6月6日に第4回民生生活常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

第5号議案は、戸籍住民基本台帳費50万6,000円、これにつきましては、平成22年度に行う事業でしたが、去る3月11日に発生しました東日本大震災の関係でシステム部品等の搬入ができず、今回追加するものです。

次に、清掃費として361万2,000円についてですが、これはしそくクリーンセンターの脱水機のオーバーホールを2年に1度定期点検を行っておりますが、昨年点検時に歯車付近の修繕が必要になったことによるものであります。

引き続きまして、消防費220万2,000円は、平成21年度台風9号の記録と検証のためのものです。変更の消防費5,855万2,000円は、雨量計と通信システムに使用されるものであり、これは全額、国県の補助によるものです。いずれも適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決したので報告いたします。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 平成23年6月1日に審査付託のありました第5号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第1号）の承認についての当委員会関係部分及び第6号議案、平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認についての2議案は、6月6日に第4回産業建設常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。第5号議案の関係部分の内容としましては、予期せぬ大雪の影響や用地買収に係る地権者との協議等で日数を要したこと、また災害復旧工事で他の事業との調整等により事業進捗が遅延し、年度内に完了が困難となった事業の繰り越しを行うものであります。第6号議案につ

きましても、県道や県河川の災害復旧工事に競合するなど事業が遅延し、年度内完了が困難になった事業を繰り越すものであります。

審査の結果、第5号議案の関係部分及び第6号議案はやむを得ないものと判断し、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第5号議案について討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第5号議案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第5号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、第6号議案について討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論はないようでございますので、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第6号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2 第8号議案～第9号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第2、第8号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例についてから、第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

当該2議案は、去る6月1日の本会議で民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 平成23年6月1日に審査付託のありました第8号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例については、平成23年6月6日に第4回民生生活常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め慎重に審査した結果、第8号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例については、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例についての改正と住宅借入金等特別控除の適用期限の特例についての改正で、被災者の方が宍粟市内に避難された場合、被災者の負担を軽減する緊急措置として、この地方税法の一部が改正するものであります。現在、宍粟市内におきましては、これらの対象者はいませんが、今後、被災者が宍粟市内に転入されることも想定されますので、当委員会はいずれも適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決したので報告いたします。

第9号議案、審査報告。第9号議案について、報告いたします。

関係職員に説明を求め慎重に審査した結果、第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、課税限度額の改正により、課税額の第2条第2項中の基礎課税額を50万円から51万円に引き上げ、第3項の介護納付金課税額を13万円から14万円にする改正です。平成22年度の各項目における賦課限度額につきましては、一般医療分で賦課限度額50万円を超える世帯は214世帯、後期高齢者支援金で賦課限度額13万円を超える世帯は199世帯、介護納付金分で賦課限度額10万円を超える世帯は141世帯となっております。

なお、今年度におきましては、所得の変動により各項目の世帯の把握につきまし

ては確定することができませんが、いたし方ないものとして賛成多数で可決すべきものと決したので、報告いたします。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第8号議案について討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第8号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案について討論を行います。

討論はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。第9号議案に対する反対討論を行います。

今回の国保税の改正は、最高限度額の引き上げであります。医療費分、介護納付分、後期高齢者支援金等分を合わせますと、40歳以上では73万円から77万円に4万円も引き上げとなるものであります。市民生活部に要求していた資料を見ましても、国保税の大きな部分を占める医療費分だけを見ても、資産割のかからないケースを見ただけでも収入ベースで1,000万円を超えるのは世帯の加入者が1人か2人のみで、世帯の加入者がふえるごとにその収入ベースは減っていき、4人世帯では893万円、7人世帯では744万円であります。資産割が課された場合は、その収入ベー

スはもっと減っていくことになります。

以前は最高限度額を支払うのは、いわゆる高額所得者という考え方がありましたが、この間のたび重なる引き上げで、いわゆる中間所得層の高いほうの方の世帯で、もう既に最高限度額が課される国保税額となっています。国保税がこのように高くなったそもそもの原因は、国が国保会計への補助金を大幅に引き下げたことが直接の要因であります。最高限度額を国の基準より低くしている自治体もあり、今回の引き上げは行うべきではないと考えるものであります。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） ただいま、原案に反対の発言がありました。

続いて、原案に賛成者の発言を許します。

12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） 第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場で討論をいたします。

本案は地方税法施行令が改正されたことに伴い、賦課限度額を引き上げる改正であります。

高齢化社会を迎え、年々医療費が増加する中、特に中間所得者層の負担も増加している現状を踏まえ、納税義務者間の負担の均衡を考慮し、設定をされております。

なお、平成23年度の国保税の税率につきましては、22年度の決算見込み状況、その他の諸事情を踏まえ据え置くこととなっており、適切、妥当な改正であり、原案に賛成といたします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論がないようでございます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第9号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第9号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第9号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 第10号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第10号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当議案は、去る6月1日の本会議で民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第10号議案の審査報告を行います。

第10号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、慎重に審査した結果、第10号議案には一般的な仮設トイレの便槽容量が300リットルであるため、これに相当する料金3,150円を1件当たりの料金として設定し、くみ取り量が300リットル未満のときは3,150円の定額を徴収できるようにする改正であります。適切と判断し、全会一致、可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、第10号議案について討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第10号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第11号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第11号議案、宍粟市職業訓練センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

当議案は、去る6月1日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 平成23年6月1日に審査付託のありました第11号議案、宍粟市職業訓練センター条例を廃止する条例について、6月6日に第4回産業建設常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第11号議案の内容といたしましては、老朽化した職業訓練センターの建物を平成23年3月に取り壊したことにより、建物の運営、管理、貸し出し等を定める条例を廃止するものでございます。

なお、この建物で行われていた職業訓練校につきましては、宍粟市役所北庁舎において従前と同内容で開校され、事業を継続されております。

審査の結果、第11号議案は適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、第11号議案について討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第11号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第12号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第5、第12号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当議案は、去る6月1日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長(小林健志君) 平成23年6月1日に審査付託のありました第12号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、6月6日に第4回産業建設常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。第12号議案の内容といたしましては、平成20年度に着手した林業再生施設用地造成工事が原因と見られる民家の井戸湧水に対して損害賠償金を支払い、和解しようとするものであります。

審査の結果、第12号議案は適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、第12号議案について討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第13号議案～第14号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第13号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）から第14号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までの2議案を一括議題といたします。

当該2議案は、去る6月1日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成23年6月1日に上程があり、審査付託のありました第13号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の関係部分について、平成23年6月6日に第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第13号議案については、4月19日、4月24日にネットワークシステムにトラブルが発生し、住民窓口の各種証明書の印刷、発行ができなくなる事態が発生いたしました。その原因はシステム導入から8年目を迎え、更新時期を経過している機器であり、その一部を更新業務委託するものであります。また、消費者行政活性化事業補助金については、県の活性化基金の宍粟市割り当て分から補正するものなどが主なものとなっており、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 6月1日に審査付託のありました第13号議案

の関係部分について報告いたします。

3月11日に発生しました東日本大震災支援にかかわる災害救助費用として、職員手当等、旅費、需用費も含めて1,521万7,000円の補正であります。

次に、地域介護拠点整備費補助金の578万7,000円につきましては、平成21年4月に消防法施行令が改正になり、グループホーム等につきましては、これまでスプリンクラーの設置義務が1,000平米以上だったものが275平米以上に引き上げられたことに伴いまして、グループホームの1カ所がスプリンクラーの設置をしましたので、それに対して578万7,000円の補助をするものであります。

これに伴い、歳入としての補助金相当額を県から補助金として受け入れる補正であります。

いずれも適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので、報告をいたします。

第14号議案、審査報告を行います。

平成23年6月1日に審議付託がありました第14号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算については、平成23年6月6日に第4回民生生活常任委員会を招集し審査を行ったので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第14号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算については、歳入につきましては、所得等の確定による国保税の精査を行うとともに、国庫支出金及び交付金につきましては、医療費等の精査により、それぞれ所要額の予算措置が行われます。平成22年度繰越金1億3,999万9,000円を歳出財源としており、歳出では療養給付費、高額療養費等の保険給付費の精査を行い、後期高齢者支援金、介護納付金等の所要額の確定等により、それぞれの補正予算措置を行っているものであります。いずれも適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決したので、報告いたします。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 平成23年6月に審査付託のありました第13号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の当委員会に関係部分は、6月6日に第4回産業建設常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第13号議案の関係部分の内容としましては、農林水産費で林業再生施設用地造成工事に伴う周辺環境管理として、土壌調査・水質検査を行うための業務委託費、第12号議案で可決されました損害賠償に伴う費用を補正するものであります。

審査の結果、第13号議案は適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑はないようでございます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第13号議案について、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案について討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 請願第1号

○議長(岡田初雄君) 日程第7、請願第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する件についてを議題といたします。

当請願は、去る6月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 請願第1号について、審査の経過と結果を報告いたします。

平成23年6月1日に上程があり、審査付託のありました30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願について、平成23年6月6日に第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

請願第1号については、子どもたちに豊かな教育を保証することは社会基盤づくりにとって極めて重要なことであり、子どもたち一人一人に丁重な学習を行う必要があります。

文部科学省の調査で、保護者の約4割が1クラス20人から30人学級を望んでいること、またOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数も多くなっている。また、国のGDPに占める教育費の割合もOECD加盟の28カ国のうち最下位となっております。

市内の保護者や先生に対するアンケート調査でも1学級の適正な児童生徒数は25人を望んでいる声が一番多く、また、教育予算について、国の三位一体改革により義務教育費国庫負担金が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体の財政を圧迫していることなどから、2分の1に復元する必要がある、全会一致で請願を採択すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、お手元に配付しております意見書(案)につきましては、委員会でも全会一致で承認をしておりますので、朗読を省略させていただき、議長に取り扱いをお

任せたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第1号につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

請願第1号について採決を行います。

お諮りします。

請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

請願第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

なお、お諮りいたします。

ただいま、採択されました請願の意見書の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第8 第15号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第15号議案、宍粟市生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。

それでは、今回提案いたしております山崎生きがい創造センターについて、提案説明を申し上げます。

この施設は、昭和59年度に有限責任中間法人菅山振興会が所有する土地を借用し、社会教育の活動施設として建設し、使用をいたしてきましたが、同敷地内にありました保健センターの移転に伴い、保健センター用地とあわせて借用地を所有者に返却することといたしました。また、返却の条件として、建物を取り壊し更地にすることとしており、今回、生きがい創造センターを閉鎖し取り壊すことから、条例改正を提案するものであります。

なお、この生きがい創造センターを利用されていた各種団体へは、6月以降は山崎文化会館や生涯学習センター学遊館、あるいは防災センター等の施設を利用していただくことで調整ができましたので、今回、追加提案として提案するものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第15号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第15号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第9 第16号議案～第17号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第9、第16号議案、水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結についてから、第17号議案、高規格救急自動車購入契約の締結についてまでの2議案を一括議題といたします。

上記議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、第16号議案並びに17号議案、一括して説明を申し上げます。

最初に、第16号議案、水槽付消防ポンプ自動車購入につきましては、水槽付消防ポンプ自動車が購入から14年5カ月が経過していることから、エンジン出力が低下してきており、管内に多数ある坂道等において走行に支障があるなど、緊急出動の際に不都合が生じております。また、ポンプ等の機器もたびたび故障し、修理している状況であり、今後の出動時に活動不能となるような故障等の発生が危惧をされます。このような状況から、今回消防ポンプ自動車を買いかえし、火災出動等に万全を期す体制整備を行うものであります。

この水槽付消防ポンプ自動車の購入に当たり、去る平成23年6月1日に入札を執行した結果、大阪府大阪市生野区小路東5丁目5番20号、株式会社モリタ北大阪支店長、平田隆吉と契約金額4,861万5,000円で購入契約の締結をしようとするものであります。

次に、第17号議案、高規格救急自動車購入契約につきましては、救急自動車5台のうち1台が、車両購入から12年5カ月が経過し、走行距離も14万キロを超過していることから、エンジン、サスペンション等が劣化、車両の振動等によって搬送患者の状態に悪影響を及ぼす恐れが出てきております。このような状況を踏まえて、市民の安全と安心な生活を確保するため、救急自動車を買いかえしようとするものであります。

この高規格救急自動車の買いかえに当たり、去る平成23年6月1日に入札を執行した結果、兵庫県神戸市須磨区大池町3丁目1番1号、兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所長、生田和博と契約金額2,270万1,000円で購入契約の締結をしようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第16号議案から第17号議案までの2議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第16号議案から第17号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第18号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第10、第18号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第18号議案でございますが、今回提案しております議案につきましては、平成23年5月19日午後2時ごろ、山崎町山崎184番地付近の市道山田門前線において、石畳舗装に使用している石板に目地劣化によるクラックが発生した箇所におきまして、車両通過時に石板端部に加重がかかったことにより石板がはね上がり、宍粟市山崎町須賀沢396番地1、中岡初美氏所有の車両腹部に接触し、マフラー、燃料タンク及びバンパー等を損壊し、損害を与えたため、本件事故の和解と損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の内容及び額につきましては、マフラー、燃料タンク及びバンパー等の取りかえ及び板金修繕費用で43万8,000円であります。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番(岡前治生君) 14番です。

賠償金で車両の修繕費ということで、今、市長が言われたように、かなり大きく損傷したということなんですけども、43万8,000円というのは修理費にしてはかな

り高額のほうじゃないかなと思いますので、できれば委員会のほうへ、その見積書と言いますか、算出根拠を提出していただければ。あくまで、公費での賠償でありますから、できるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、この石畳舗装の劣化については、今までも何回も議会でも問題になったと思うんですけれども、今後このような事故が起こらないようにするために、どのような対策を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 43万8,000円の賠償責任の見積もり関係につきましては、全額総合賠償保険で対象になります。資料が出せるかどうかについては、検討の上、議長と相談して提出をしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） 道路管理者といたしまして、今回の事故につきましては申しわけなく思っております。現在、商店街の代表の方々と舗装の打ちかえも含め、協議をいたしているところでございます。一定の方向が出ましたら、内部でも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第18号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第18号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第11 発議第1号

○議長（岡田初雄君） 日程第11、発議第1号、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この際、提出議員より提案理由の説明を求めます。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それでは、発議第1号、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

提出者は私、岡前でございます。あと賛成者は、市政会代表の小林健志議員、それと創政会代表の木藤幹雄議員、無党派の大上正司議員、あと日本共産党の山下議員、山根議員でございます。

それでは、趣旨説明を行います。

宍粟市スポーツ施設条例の第10条については、使用料の規定がありますが、体育館の競技場については1時間当たり全面使用で1,000円、半面500円、一宮の場合は3コートありまして、1コート1時間当たり500円というふうに、使用人数にかかわらず一律に使用料が定められております。卓球、バドミントンなど、最低2人でもできる少人数で行うスポーツに対しても、現行料金を払うこととなります。

このような状況のために、個人で利用するとき、市民から利用料が高いとの声が寄せられております。そのために、少人数で利用するときには高校生以上1時間100円、中学生以下1時間50円との規定を新たに追加したいと思っております。

これからは高齢者の健康生きがいづくりが大切になっていく中で、利用しやすいスポーツ施設の利用体系にしなければならないと思っております。

以上で、趣旨説明を終わります。

慎重、御審議の上、可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第1号は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

○議長（岡田初雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月24日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

（午前10時20分 散会）